

# 科学技術振興対策特別委員会議録第十七号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 赤澤 正道君 理事 齋藤 憲三君

理事 中曾根康弘君 理事 前田 正男君

理事 志村 茂治君

小 平 久雄君 椎名悦三郎君

須藤彌吉郎君 南 好雄君

石野 久男君 岡本 隆一君

佐々木良作君 田中 武夫君

瀧井 義高君

出席國務大臣

宇田 耕一君

出席政府委員

科学技術政務次官 秋田 大助君

総理府事務官 (科学技術庁 長官官房長) 原田 久君

総理府事務官 (科学技術庁 企画調整局長) 鈴江 康平君

総理府事務官 (科学技術庁 原子力局長) 佐々木義武君

外務事務官 (国際協力局長心得) 森 治樹君

委員外の出席者

総理府事務官 (科学技術庁 次長) 篠原 登君

総理府事務官 (科学技術庁 原子力局長) 法資 四郎君

外務事務官 (国際協力局長) 松井佐七郎君

参考人(日本原子力研究所理事) 嵯峨根達吉君

三月十九日

技術士法案(内閣提出第一〇八号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

技術士法案(内閣提出第一〇八号)

科学技術振興対策に関する件(原子力行政一般)

○菅野委員長 これより会議を開きます。

技術士法案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。宇田國務大臣。

技術士法案

技術士法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 試験(第四条—第十三条)

第三章 登録(第十四条—第二十三条)

第四章 技術士の義務(第二十四条—第二十六条)

第五章 技術士審議会及び技術士試験委員(第二十七条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、

もつて科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「技術士」とは、第十四条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいう。

(資格条項)

第三条 次の各号の一に該当する者は、技術士となることができる。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

三 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

四 第三十七条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

五 第十八条第二号又は第十九条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

六 弁理士法(大正十年法律第百号)第十七条第一項の規定により業務を禁止された者、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十二条第二号の規定により登録をまつ消された者、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第十三条第一項第三号の規定により登録の取消の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

第二章 試験

(技術士試験の種類)

第四条 技術士試験を分けて、予備試験及び本試験とする。

(予備試験)

第五条 予備試験は、技術士となるのに必要な基礎的学力を有するかどうかを判定することをその目的とし、理学、工学、農学その他総理府令で定める自然科学に属する科学の部門(以下「科学部門」という。)ごとに行う。

(予備試験の免除)

第六条 次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に

よる大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者

二 前号に該当する者のほか、政令で定めるところにより、自然科学に關し前号の一に該当する者と同等以上の基礎的学力を有すると認められる者

(本試験)

第七条 本試験は、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、総理府令で定める技術の部門(以下「技術部門」という。)ごとに行う。

2 本試験は、予備試験に合格した者又は前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限って受けることができる。

(技術士の資格)

第八条 本試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

(受験手数料)

第九条 予備試験又は本試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

(合格証書)

第十条 予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(試験の執行)

第十一条 予備試験及び本試験は、毎年一回以上、科学技術庁長官が行う。

(合格の取消等)

第十二条 科学技術庁長官は、不正の手段によつて予備試験又は本試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めてその試験を受けさせないことができる。

(試験の細目)

第十三条 この章に規定するもののほか、科学部門、技術部門、試験科目、受験手続その他予備試験及び本試験に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十四条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿(以下「登録簿」という。)に、氏名及び住所、事務所の名称及び所在地、生年月日、合格した本試験の技術部門その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録簿)

第十五条 登録簿は、科学技術庁に備える。

(登録証)

第十六条 科学技術庁長官は、技術士の登録をしたときは、申請者に技術士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所並びに事務所の名称及び所在地
- 三 生年月日
- 四 合格した本試験の技術部門

(登録証等の訂正)

第十七条 技術士は、前条第二項第二号又は第四号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長官に登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

2 科学技術庁長官は、前項の規定により登録証の記載事項の訂正を行つたときは、第十四条の登録簿の登録事項の訂正をしなければならない。

(登録の取消等)

第十八条 科学技術庁長官は、技術士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第三条各号の一に該当するに至つた場合(同条第五号に該当する場合を除く。)
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

第十九条 科学技術庁長官は、技術士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内

の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の取消等の手続)

第二十条 科学技術庁長官は、技術士に第十八条第二号又は前条に該当する事実があると認料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることが出来る。

2 科学技術庁長官は、第十八条第二号又は前条の規定により技術士の登録を取り消し、又はその名称の使用の停止をしようとするときは、当該技術士にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

3 第十八条第二号又は前条の規定による登録の取消又は名称の使用の停止は、前項の規定による聴聞を行つた後、相当な証拠により第十八条第二号又は前条に該当する事実があると認められた場合において、あらかじめ技術士審議会の意見をきいてするものとする。ただし、当該技術士又はその代理人が正当な理由がなく出頭しない場合においては、前項の規定による聴聞を行わないことができる。

4 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員をして次の各号に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

5 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政府で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録の消除)

第二十一条 科学技術庁長官は、技術士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録手数料等)

第二十二条 第十四条の規定により登録を受けようとする者、第十七条第一項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(登録の細目)

第二十三条 この章に規定するもののほか、登録の手続、登録証の再交付及び返納、登録の消除その他技術士の登録に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章 技術士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 技術士は、技術士の信用を傷つけ、又は技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十五条 技術士は、正当の理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏

らし、又は盗用してはならない。技術士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称表示の場合の義務)

第二十六条 技術士は、その業務に關して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門の全部又は一部を明示するものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第五章 技術士審議会及び技術士試験委員

(技術士審議会)

第二十七条 科学技術庁に、技術士審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十八条 審議会は、技術士に關する重要事項並びに技術士の登録の取消及びその名称の使用の停止に關し審議する。

第二十九条 審議会は、委員十五人以上をもつて組織する。

(会長)

第三十条 審議会の会長は、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第三十一条 委員は、関係行政機関の職員及び技術士に關する事項について識見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術士試験委員)

第三十二条 科学技術庁に、技術士試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く。

2 技術士試験委員の定数は、政令で定める。

3 技術士試験委員は、技術士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行ごとに、審議会のすいせんに基き、科学技術庁長官が任命する。

(委員等の勤務)

第三十三条 審議会の委員及び技術士試験委員は、非常勤とする。

(不正行為の禁止)

第三十四条 技術士試験委員その他技術士試験の事務をつかさどる者は、試験の執行について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(議事手続等)

第三十五条 この章に定めるもののほか、審議会の議事その他その運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(業務に対する報酬)

第三十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

(名称の使用の制限)

第三十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第七章 罰則

第三十八条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止期間中に、技術士又はこれに類似する名称を使用したもの

二 第三十四条の規定に違反して、不正の採点をした者

三 第三十七条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 予備試験又は本試験は、第十一

条の規定にかかわらず、昭和三十一年においては行わないことができる。

3 この法律の施行の際現に技術士又はこれに類似する名称を使用している者は、第三十七条の規定にかかわらず、昭和三十三年八月三十一日までは、なお従前の名称を使用することを妨げない。

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 技術士試験を行い、及び技術士を登録すること。

第六条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 技術士に關すること。

第二十条第一項の表中

科学技術  
審議会  
科学技術に關する重要事項並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に關する事項を審議すること。

技術士  
審議会  
技術士に關する重要事項及び技術士の登録の取消等の処分に關し審議すること。

技術士  
試験委員  
技術士試験を行うこと。

科学技術  
審議会  
科学技術に關する重要事項並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に關する事項を審議すること。

に改める。

○宇田國務大臣 技術士法案の提案理由の説明をいたしました。

科学技術の振興を強力に推進するためには、我が国独自の技術の創造発展

をはかる必要のあることは、あらためて申すまでもないところと存じます。

従来欧米の先進技術の導入にきゅうきゅうとした状態は決して本来あるべき姿ではないのであります。しかしながら、またこれと同時に、わが国においてすでに相当の水準に達した各般の技術を、あまねく産業各分野に浸透せしめ、活用せしめることも、重要な課題でなければならぬと考えるものであります。御存じの通り、わが国におきましては、進歩した技術は、ややもすれば一部企業に独占される傾向がありまして、その他多数の企業は、資金その他の制約を受けて、進歩した高度の技術を十分に取り入れることもできず、一般的には、技術の後進性が著しい状況にあります。このような現状がわが国産業上の重大問題であるとともに、わが国の輸出、ひいては国民生活水準の向上に密接につながる緊要な問題であることは、いうまでもないことであります。このような企業においてこそ、諸般の合理化が強力に推進せらるべきものと考えます。一がに合理化と申しましたが、大は最新技術を擁する新工場の建設から、小は生産工程中の一部機械の改良に至るまで、各種各様のものがありましよう。わが国一般の企業においては、このうち、それはどの資金を必要としない中規模以下の合理化についても、なお取り残されて、旧態依然たる部面が少なくないというのであります。なぜそうなのか、この点については、種々理由が考えられるのでありましようが、ここでは次の重要な二点、すなわち、各企業はみずからの技術上の問題点の所在について、ややもすると視野が狭いためこれを看過しがちであること、また、問題点の所在を認識しても、これを最適の方法によって解決する能力を持った技術経験の十分な技術者を各専

門ごとに配置整備しておくことは、一般企業としてはまず困難であることを指摘する必要があります。企業における技術上の問題点を的確に把握し、最善の方法によってこれを解決するという技術能力は、実地について各種各様の経験を重ね重ねて初めて真に身につくものであります。

これを換言いたしますと、技術を産業に適用しようとする場合に当面する最大の問題は、しよせん人の問題であり、十分な技術経験を持つ人を得るやいなやにかかっていると考えるのであります。このような有能技術者多数が、今かりにそれぞれの専門別に各企業の技術相談にに応じて、その該博な経験を広く企業の実地に生かすとする、わが国の一般の企業における合理化は一段と促進され、わが国産業における技術水準の向上に目ざましい成果を上げることが期待せられるのであります。技術士とは、このような社会的な機能を営む経験豊富な高度の技術者をいうものでありまして、わが国の現段階におきましては、技術士の活発な活動に期待するところきわめて大なるゆえにも、以上述べましたところから、大よそ御察察願えらるると思っております。

欧米先進諸国におきましては、技術士のことをコンサルティング・エンジニアなどと呼んでおりますが、数十年前にこの職業制度が確立せられ、その団体は多数の会員を擁して、技術の各分野において輝かしい業績を上げており、その技術能力と業績に対する社会的な信頼は、実に絶大なものがあるのであります。米國について見ましても、一九〇七年ワイオミング州におい

て初めてこれに類似の制度が設けられ、以来急速な発展を遂げて、今や連邦各州において法律の制定を見るに至り、全国で登録されたもの実に二十万を算する盛況であります。

翻つてわが国の現状を見ますに、最近ようやく技術士という独立した職業分野が一応明確な地歩を築くに至っておりますが、なお先進諸国の状況に比しますと、著しい立ちおくれの実状にあるのであります。現在社団法人の日本技術士会というものがあつまして、広く専門技術者を糾合し、今日約四百五十人がその会員となつております。

先に述べましたように、わが国産業の全般にわたつて合理化の要請がわめて切なるものがあります。その合理化をはかる上において、一企業の技術能力を越える問題もまたきわめて多きを数える状況にあります。この合理化の問題のほかにも、工場の新増設、電源の開発、橋梁、港湾の建設など、一企業体の固有の技術スタッフをもつて解決することの困難な問題は少しとしないのであります。その上わが国としては、現在東南アジアや南米の諸国に対するプラント輸出あるいは技術進出を積極的に推進すべき段階にあります。が、このような局面は、まさに技術士に対して格好のヒノキ舞台を提供するものにはかならないのであります。しかも、他方におきましては、わが国では幸いにしてこれら諸般の問題に対してそれぞれ専門的な見地からするところの適切な解決を手え得る経験十分の有能技術士たるべき人を多数擁しているものであります。このような基本条件のもとにあるにもかかわらず、わが国

では遺憾ながら、ただ一つ、技術士制度の健全な発達を支持し、促進するところの最大の要素たる技術士に対する社会的認識という点において、きわめて不満足な状態にあるのであります。たとえて申しますと、多くの産業に共通する工場内の粉塵の処理あるいは金属メッキに関する第一流の技術士がいて、企業側ではまさにそこに技術問題を包蔵しているにもかかわらず、それらの人の存在を知らないとか、かりに知つていても、あえてその門をたたくことをしない場合がはなはだ多いのではないかと思ふのであります。このことはひつきやう、わが国において技術士制度というものがいまだ十分に根を張つていないことに主たる原因があると考えられるのでございまして、まず第一に、技術士というものの認識を深めるような措置をとる必要を痛切に感じさせられるのであります。もとより問題はこれにとどまるものではないと考へます。たとえば、いま一つ、技術士から法外の報酬を要求せられはすまいか、あるいは技術士に工場の秘密を漏洩せられはすまいかといつた企業の側としてはごく当然な懸念がそこに伏在することも十分あり得ることだと思ふのであります。従つて、第二として、このような事態に対しても、また企業が安心して技術士に相談を持ちかけられるような適当な措置が望ましいのであります。

先に述べました第一の社会的認識を深めるための措置としては、技術士にならうとする希望者のうちから、まさに技術士たるにふさわしい有能の士に技術士となる道を開き、これのみそ

の名称の使用を認めるよう立法措置を講ずることとしたのであります。このことはまた、同時に技術士が国情の全然異なる東南アジアなどに進出する上において、大きな効果をもたらすものと存するのであります。第二として述べた、企業側における不安を解消するための措置としては、技術士となつた以上、技術士としての信用を失墜したり、業務上知り得た企業の秘密を他に漏洩することなきやう、法律の権威のもとに禁止する規定を設けることにしたのであります。

本法案はこの二つの考え方を眼目とするものであります。その根本には、第一に技術士制度の発達を自然の成り行きにまかせるには、科学技術及び国民経済上の要請はあまりにも大なるものがあるという認識があり、第二にこのような立法措置を講ずることによつて、目下成長の段階にあるわが国の技術士制度の健全な発達を著しく促進することができるといふ確信があります。この二点につきましては、今まで述べて参りましたところで大体御了解願ひするのではないかと考へてゐる次第であります。

なお、本法案と同じ技術士法案の名称で第十九国会に議員提案せられたことがございまして、その場合には、所管官庁をどこにするかとか、法文の上で若干問題がありましたが、法文上の点につきましては、慎重な検討を加えて、相当な修正を行い、面目を一新した形で、今般ここに科学技術庁所管の法律案として政府より提案せられたものであります。以上が技術士法案の提案理由であります。

以下、本法案の内容につきまして、重点的に御説明申し上げます。

第一に、法律によつて、権威を与えられるべきとした技術士としては、企業等に対する技術指導に従事する以上は、高等の技術能力を持った者でなければならぬのであります。この点については、大学卒業程度の基礎的な学力を持ち、しかも専門的な問題について実際に設計などの実務を行なつた期間が通算して七年をこえる者でなければ、本試験を受けることはできないとして、その受験資格を制限するとともに、さらに本試験によつて、それぞれ専門の技術部門ごとに高度の実務能力を判定することとしているのであります。なお、基礎的な学力を判定するために、予備試験を行うことにしておりますが、大学、旧専門学校等の卒業生には、この試験を免除することにいたしております。

第二に、いさゝか技術士たるものは、最初からその社会的な信用が疑われるような人であつてはならず、また、技術士として当然に課せられるべき諸般の義務は、これをして厳に順守せしめなければならないのであります。この点に關しましては、まず法律違反に問われて、禁固の刑に処せられたり、特定の行政処分を受けた者は、欠格条項の該当者として技術士となることを拒否することにしております。

次に、技術士の義務につきましては、信用失墜行為や秘密漏洩行為などを行なつてはならないという義務規定を置き、技術士の登録の取り消し、あるいは刑罰をもつてその義務違反を追及する建前をとつてゐるのであります。

第三に、高度の技術能力を持ち、かつ社会的に信用して差しかえない技術士としての適格性十分な人であるかどうかの判定は、以上述べて参りましたような方法で行うのであります。が、本法案は、このような適格者のみを技術士として登録し、これに技術士の名称を用いることを認める反面、技術士でない者にはその名称の使用を厳に禁止してゐるのであります。この措置が成長発展の緒についたばかりの技術士制度に対する世の関心と認識を一段と高めようとするところにねらいを置いておりますことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

なお、本法案では、登録を受けたものでなければ技術士という名称の使用を認めないという名称独占の考え方をとつておりますが、これとともに、業務独占の考え方、すなわち登録を受けた技術士でなければ技術士業務を行うことができないという考え方をとるべきかどうかに関しましては、諸般の実情にかんがみ、現段階ではこれをとらないことにいたしております。

第四に、本法案におきましては、今後運用上の問題がきわめて重要であると考えられますので、技術士審議会及び技術士試験委員を置いて、運用に万遺憾なきを期してゐる次第であります。

以上、技術士法案の要旨について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○菅野委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○菅野委員長 次に、科学技術振興対策に關し、本日は原子力行政一般について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。すなわち、本日の議事に關し、原子力研究所理事嵯峨根達吉君を参考人としてその意見を聴取したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○菅野委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

それでは、通告に従ひまして質疑を許します。中曾根康弘君。

○中曾根委員 原子力の問題を御質問申し上げます。まず湯川博士の辞任の問題からお尋ねしたいと思ひますが、まず、新聞の伝えるところによりますと、病氣のためにお引きになるといふようなこととあります。まことに残念であります。約一年半前、われわれ委員が総力を結集しまして御出馬を願つた湯川さんが、たとい病氣のためにせよ引かれるといふことは、日本の原子力行政の前途に若干の危懼を感じさせられるものがあると思ひます。そこで、お尋ねしたいのであります。原子力委員の間にいろいろな問題について見解の相違や対立と申しま

すか、そういうものがかなりあるのではないかと私は想像しておる。湯川さんは理論物理の出でありまして、湯川さんの弟子の中には相当な素粒子グループと申しますか、権威者もおられる。そういう学問的分野を代表する方々等との間に意見が食い違ひるのは当然であると思ひます。しかし、そういうものなものが根にあって、もしおやめになるといふことであると、これは相当な

問題であると思ひます。そういう事実があるかないか、まず宇田長官にお尋ねしたいと思ひます。

○宇田国務大臣 湯川博士が委員会へ出られたのは、たしかインドの国産炉ができたときに、われわれ委員会の中から国民の代表として湯川博士に行つていただいて、そうして歸つたあとで二回か三回か委員会へ出席されたはずであります。その出席されたときに、委員会の運営等についていろいろ話があったと記憶しますけれども、今記憶に残るような湯川博士との意見の食い違ひとか、あるいはそのときに話したことが、あるいはその記憶に残らぬほどですから、本格的な論議を戦わせたことはほとんどありません。それでインドに行かれる前にも、インドに行くことについての打ち合せや何かをやつたのですが、そのときにも別にこだわりのあつたといふふうな記憶は全くなひのです。おそらく出席した委員みなそうだったと思ひます。喜んで、では私が行ってきてあげましようというわけでインドへ行つてきて、それから歸つてきて委員会へ報告を受けたのですが、それも別にどうということはないのであります。そのうち一、二回見たのですが、たしかそのときに審議したのは障害防止に關する法案を審議して、各省との調整が困難であつた段階です。それから、それについて湯川さん一、二の注意をするような場面もあつたといふようなわけで、どつちかといへばしごくなごやかに従来は経過してきたのです。それで、二月の下旬の委員会に見えて、それから後委員会へ全然来られなかつたのですが、しかし実は湯川さんを無理に迎えないければなら

ぬような案件があまりなかつたものですから、どつちかといふと今国会に提出する法案の審議に追われて、一般の計画その他の重要な根本問題について話し合ひをするといふような機会はなしに今日に至つております。それで、引き続き湯川さんは欠席せられて、われわれは委員会を顔合わせなかつた、あるいはその他湯川さんにお会いするといふ機会は持ち得なかつた、といふわけであります。従つて、委員会の内部の意見の対立によつて湯川さんが辞任をしなければならぬやうになつたといふふうに思ひます。心当りが全然ないのです。要するに、インドへ喜んで行つて歸つてこられて、そのうちに二、三回見えて、それから二月の中旬ごろからですか、お見えにならなかつたことではないかといふので、われわれは国会対策に迫られておつた、こういうこととあります。

○中曾根委員 本格的なことを議論しなかつたといふことや、放射線障害防止法のさまつな法案をいじつたといふことが、結局はやめる理由になつたのじゃないのですか。といふことは、原子力委員といふもの、あるいは委員会の運営自体が、長い間湯川さんの心の底にわだかまつておつたのではないかと、さういふ感じがいたします。といふことは、さらに申し上げますと、原子力委員会法あるいは基本法等によつて職務分担をやらされてゐる原子力委員といふものは、総理大臣もその決定を尊重するくらいに国の基本国策をやつてゐる。湯川さんがあの分野を代表されてこられたといふのは、やはり日本の学問的な基礎を深めるといふことや、

あるいはほかの技術面と学問との協力をやるという、そういう深みのある仕事を自覚しておいでになつたのじゃないかと思ひます。われわれはまたそういう期待で湯川さんを迎へたわけでありましたが、それがたとへば動力炉の問題が出てくる、あるいは国際協力の問題が出てくる、アメリカにするか、イギリスにするかといふような問題が出てくる、しかしその場合にどうも本格的な議論を今までやらなかつたらしい、それでいつも行政上のさまつなことをやつてゐる、そのことが委員会自体の権威を落して、湯川さんがまた病氣で出られなくなるといふ原因を作つたのではないかと、いふことも考えられますが、委員会の運営をやつてゐる宇田さんいかがですか。

○宇田国務大臣 委員会の運営の中で、原子力研究所を中心とするいわゆる九十億ばかりの三十二年度の予算、その予算を中心として原子力委員会の持つ計画、その計画の中で特に問題となつたのは動力炉の輸入といふことであつたのですが、その動力炉の輸入については、石川ミッシェンの報告が一月の十七日に出されて、その石川ミッシェンの報告に基いてコールドホール・タイプを輸入するのが好ましいといふ結論、しかし地蔵に對する対策その他採算あるいは技術上の懸念点が数点あるから、第二のミッシェンを昭和三十三年に派遣をして、その報告によつて動力炉の輸入に對する決定をはかる、そういうふうな方針をとるのが適當であるといふのが一月下旬の委員会の決定で、そのときには湯川さんもお見えになつたのです。それで、いづれにしても、ただいまのところ、動

力炉を輸入するといふ決心を持つだけの基本データがそろわぬ。従つて、あらためてミッシェンを送り出そうじゃないか、そしてその送り出す場合には、イギリスのみならずアメリカにも送ることにして、そして動力炉をどういふのを輸入するのが好ましいかといふことの決定をするまでの基本調査をそういう諸君に頼もうじゃないかといふので、動力炉の輸入についてはそういう方法でいまましようといふことは、湯川さんも全然賛成せられて一致しておりました。そういうわけで、その点についてはその後あつてもない、こゝでもないと、それぞれの情報を持ち寄つて話はあるでしようけれども、委員会の運営上の決定は石川ミッシェンの報告の線に沿つていくといふことが原則であつて、それから一歩も出ておりませんから、それでどういふ、こゝいふといふ心配をなさることにはならなかつたと思ひます。またコールドホール・タイプを石川ミッシェンの報告に従つて輸入した方がよろしいといふあれに注意書きがありますから、コールドホール・タイプを輸入するのには当然一般協定が必要となるはずでありますから、われわれとしては一般協定を締結するに必要な基本の検討を始めなければならぬ。石川さん自身がドラフトを持つておられる、そういうことについての概要を委員会でも聞くといふヒアリングもやりました。やつたけれども、別に湯川さんがどういふことと云つて、やめなければならぬといふ御意見をそこで吐かれたといふことはなかつたと思つております。そういう意味で、アグリーメントについての話し合ひ、あるいは動力炉の輸入に

ついでの前提条件の石川ミッシェンの報告等の一連の問題についての審議の過程において、どうしてもやめなければならぬという雰囲気はなかったと私は思っております。

○中曾根委員 簡単に一つ要点を御答弁願いたいと思います。私は何月何日にそれがどうだったというのを聞いておるのではないのであつて、原子力委員会、原子力基本法の法の精神、あるいは原子力政策というものを日本で見ても、委員会というものはどうあるべきかというのを申し上げておるのです。そういう観点から一つお考えを願いたいと思うのですが、どうも私は波長が合わないようです。そこで私のダイアルに合せてもらいたいと思うのです。(笑) 私が申し上げたいことは、湯川先生において願ったときには、みんな苦勞して、なかなか出られないというのを実はお願ひした。あのときからもうすでに胃の病氣はあった。自分は学者であるから、研究室にこもって研究の成果を出すことが自分の任務である、変な行政事務に出るのは私の務めではないというのをしめておいて願ったのは、それだけの仕事をしなくてもいい、もっと国のためになることをやってもいい、ということかという、それは日本の学者や、あるいは大学の他の学問というものが、実際の工業や原子力の推進に完全に協力してもらふ態勢を作ること、それから日本の原子力政策の基本の一つには、学問のすそ野を広げること、ところがあつた。従つて、原子力研究

所を作る場合にも、単に動力炉を作るだけではないのだ、それは電力会社の職人を養成するという概念ではないのだ、従つて、生物の研究も博物の研究所も、あるいは場合によっては心理学的も化学も物理も、あらゆる総合研究所に原子力研究所を育てていかなければならぬ。そういう部分について湯川さんのお勤めになる分野はかなりあつたと思う。また一昨年ジュネーブ会議が行われましたが、このジュネーブ会議で各国の出した資料についても、学者のチームを編成して、それを完全に消化する、日本の工業力の中に榮養分を入れていく、こゝろ大きな使命があつた。ジュネーブ会議の資料は古いではない。古いにせよ、日本は消化してないのだから、そういう部分について湯川さんが原子力委員として学界との間を駆け回つてやる仕事には、大きなものがあつたと思ふ。しかし、その後見ると、全く行政事務の中に埋没されて、くだらぬ法案の審議などをやらされて、そういう本格的な仕事に取りついていない。またそういうスタッフもなければ、予算の措置もない。これが湯川さんがやめたいという気分を持った根本原因だと思ふのです。私は、そういうことを期待して湯川さんにおいて願つたわけだから、今度おやめになるということについては、非常な責任を感じる。だから私はあなたに質問をしておる。従つて、単に湯川さんがやめられるということではなく、病氣の原因だけを考へてはいけな

いのです。前からそういう気分もあつたというところは、長い過程がそういうことをさせた。それはあなたの責任だといふのではありませんが、ともかく日本の原子力政策を、原子力委員会のあり方をここで再検討する時期に来たと思ふから申し上げておる。そういう反省をここでせないと、超党派のあれがくずれの危険性があります。原子力基本法を作るときに——私はききょう原子力基本法を読んできましたけれども、あのときに、こゝろいうような精神でわれわれは原子力委員というものを考えたのです。当時、私が——自分のことで恐縮ですが、ある新聞に書いたのがあります。これはそのときみなそういう気持ちでおつたのであります。永岡博士以下、わが国には、理論物理の面にも、その他の分野にも有能な学者、技術者が多数おられる。特に、三十才前後の若手の学者、技術者陣の中には、近き将来、注目すべき業績を世に訴ふるであろうと期待される人々も多数おられる。これらの人々が、十分その能力を発揮が行けるか、否かに日本の原子科学の発展は、一にかかっている。とすう言ひ得るのである。機構や予算はこの能力を発揮を促進するための補助的手段であることをまず確認すべきである。それは、関係の学者、技術者が思ふ存分研究ができるような環境を、精神的にも物質的にもつくり出すことに、国民が、特に政治家が、暖かい周到な配慮をするということである。」「ところで、わが国原子力政策の「眼」は、実際のところ、機構や予算にあるのではないと思ふ。それ以前のことにあると思ふのである。」「こゝろいうことを私が書いて、湯川さんもお説きを私になつておると思ふ。もう一つ大事な点は、「われわれはかかる観点から、

まず、わが国原子力政策の基本線として、日本學術會議の主張される諸点を法律上にも確立することに努めた。「平和利用」と、いわゆる「學術會議の三原則」の厳守である。第二は、全国的立場からする超党派性の確保である。日本の原子力は「財界の原子力」であつてはならないし、いわんや、電力会社が原子力発電に備えるための職人養成のための原子力であつてはならないのである。「全國民のための原子力」である。「科学発展の基礎、または応用のための原子力」でなければならぬ。このような配慮から、原子力委員会の性格については、學術會議の主張を取上げ、行政委員會の性格を最大限に保持せしめ、原子力政策の企画、審議、決定の機關とし、特に内閣總理大臣はその決定を尊重しなければならぬと明記した。原子力委員の任命は國會の同意を要し、罷免は、心身の故障または重大なる欠格原因の存在以外に、一内閣が簡単に罷免出来ないようにして、委員の身分を保障し、わが国原子力政策の推進を、政争の圏外に置いて、じっくり腰を据えて、長期持続の計画を遂行し得るよう配慮した。」「こゝろいう精神で原子力委員会というものができておる。私はこの精神はあくまでも正しいと思ふ。しかし、ややもすれば日本の原子力というものは、エネルギーの供給關係から、現実に非常にプレッシャーがかかつておる。そして、學問的な分野というものは、ややもすれば置き去りにされる憂いがある。その間に湯川さんという人がおつて、おとなしい人でもあり、内気な人でもあるから、自分ではなん言つたりやることができない。そ

して氣をもんでゐるうちに、だんだんだんだん消極的な氣分になつてきたといふことをわれわれ反省しなくちゃならぬと思ふ。そういう点について、今までの原子力委員会のあり方等についても、改革を加える余地がないかどうか、委員長にお尋ねしておきます。○宇田國務大臣 原子力委員會の運営については、私は就任日が浅いから、従来一年間どういふふうによつてきたかといふことについての検討をするひまがなかつたのですけれども、私の考えでは、今、中曾根委員から申されたような線で、大きく反省しなければならぬ点が多いと思つております。○中曾根委員 そこで、委員會の運営を反省する、改革するといふことは、当然これからこゝろ一年政治の日程に上つて私はいふと思ふのです。湯川先生がもし引かれるといふことになれば、それを転機にわれわれは禍を転じて福にする必要があると思ふのです。そこで、一つのポイントはどういふことであるかといふと、原子力委員會に事務局が必要であるといふことだと思ふ。これは、原子力委員會を作るときから問題があつて、執行機關にしてはならぬといふところから、科学技術庁に原子力局を持つていつて、それを執行機關にした。しかし、アメリカのAECやあるいはその他の外國の例を見ても、スタッフのないところに決定や審議といふものはあり得ない。あるいはこれから動力炉や年間九十億、百億という大きな予算を使うようになる、監察という面も出てきます。アメリカのAECでは、乱費を防ぐために非常に監察を強化してやつておる。これは國會の合同委員會で協力してや

ておる。そういうような監察の面も原子力委員会が直接やるということも考えられるわけだ。そういう点から、宇田長官は、原子力委員会の改組という問題及び改組する場合に自分のスタッフを大勢持つて、調査もやるし、新しい構想も生み出すし、あるいは監察も行う、そういう事務局を持つという方向にこれを改革する必要があるか、お尋ねしたいと思ひます。

○宇田国務大臣 私、実際、原子力委員会というもののほんとうの行政体としての権限とか、またこれが運営に万全を期するにふさわしい組織であるかどうかについても、少し考えなければならぬ点があるように思つております。原子力委員会という機構が、日本の原子力の将来のために非常に適当な組織であるかどうかという点について、ただいまの原子力委員会設置法の建前では、どうも十分に自信の持てないような点があるように思つております。それは、具体的にどの項、どの項というところを申し上げよう、ただ成案は得ておられませんけれども、原子力委員会設置法に基く原子力委員会の権限あるいは行政上のいろいろな措置等をとるために、これでいいかなあという気がしております。また、原子力委員会のもとに事務局を構成するというのも、これは必要な点もあると思つております。ただ、原子力委員会の期待されるところを考へてみますと、事務局というものがかえつて手足まといになることもあり得るのじゃないかという心配も持つております。事務局にどういふふうな権限を持たして、どういふふうな事務局を運営するかについては、好ましいとは思ひます。

が、その規模あるいは運用の方針等もよく勘案しなければならぬのじゃないか、簡単にそれは置くべきものであろうという結論には達しない点があると思ふわけでありませう。

○中曾根委員 宇田さんのお話を聞いておると、どうも自分はそう大してその必要は認めないが、言われたからそれとも感ぜられる、そういうふうな受け取られるのです。しかし私はそんなものじゃないと思ふのです。たとへば、石川さんが産業界から出ておると、石川さんが産業界と接触をして、いろいろな企業態勢の研究をする。新しく動力炉を持つてきたときにいろいろな問題が起るわけですが、その場合に、原子力産業会議のスタッフを中心に、議の案がでるだけなんです。それが中心になつてやるかという、石川さんには秘書が一人もいません。原子力局というのは行政官庁で、これは事務局を執行するところなんです。そうすると、まさか科学技術庁の人間をそう年じゅう使うわけにはいかない。原子力委員会というものは内閣に直屬しておるのです。スタッフがなくして石川さんが全能力を発揮できるか。湯川さんは学者や学問の関係を分擔されるが、これも秘書がいらない。湯川さんは年末秘書をつけてくれと言つていたが、秘書がおらぬ。委員室にはお茶くみの女の子しかいない。それだけで東京や京都や学術会議との連絡を大幅にやりまくつて、原子力委員の仕事をやります。することができぬか。有澤さんにして同じでしよう。そういう点からわれわれが原子力委員会を作つていたとき危惧してゐた弱点が、はしなくもここ

に出できた。それが湯川さんがおやめになつた心境の一つじゃないかと自分たちは反省しておる。宇田さんが一日も早くその心境に達することを私はこいねがうのです。それは、お互いがじつと見て、そういうことを感じておるからです。今までのように、石川さんや有澤さんや湯川さんの仕事の役割から見て、そういうスタッフや事務局を作る必要はやはりないとお考えですか。

○宇田国務大臣 事務局を作るといふことは、私は考えたいと思つております。それからあなたのおっしゃることの要点は、よく私にはわからぬ点がありますけれども、秘書をつけることという程度のことならば、それは別に反対することもないと思ふ。また事務局といふものが、そういうふうな意味のことならば、ちつとも反対はしません。何でもないことだと思つております。

○中曾根委員 まだ私の言うことがおわかりになつておらぬと思ふ。秘書をつけるなどということは小さなことなうです。それは一つの例として申し上げたのです。それよりもスタッフをつけるという事です。石川さんには石川さんの産業界に働きのできるようなスタッフを作る。湯川さんには湯川さんの学問的分野で働けるようなスタッフを作る。あるいは原子力委員会としての調査機能を持つ。あるいは監察機能を持つ。そういうことが必ずこれからの日本の原子力政策の上で必要になると私は思ふ。そういう専門的スタッフを持つという点について、原子力委員にそういう要望はなかつたですか。あるいはそういうことをお尋ねになつたことはございませんか。私は前から聞いておるのです。

○宇田国務大臣 原子力委員会です。スタッフをどういふ構想で持つのかということについての具体的な協議あるいは諮られたことはありません。

○中曾根委員 その点は私前から聞いておることであり、あるいは委員長に遠慮して言われていないのかもしれませんから、一つお調べ願つて、機構の改革の点については、慎重にしたいことを私は希望します。

それから、その次にも一つ湯川さんの問題で申し上げたいと思ひます。これは、原子力政策の超党派性という問題です。日本の原子力を推進する上について、自民党、社会党両党が協力したという事は、非常に大きな力をなしておつたと思ふのです。そういう超党派精神というものが、実は湯川さんを原子力委員にお願いするということにもなつてきたと私は思ふのです。その湯川さんが、もし万が一おやめになるということになる、その後のいろいろな人間の選び方やその他の面で、超党派性というものにひびが入るおそれがないとは言えない。私はこのことを非常におそれる。一方的な考え方では、五年後、十年後、日本の原子力の上に出てくるのは私と思ふ。原子力委員会発足前後、あるいはその後超党派性というものは非常にうまく保たれて、あらゆる問題について、両党が事前に相談してスムーズに運営してきたと思ふのですが、最近その傾向が非常に薄らいできたように私は思ふ。もっとも、原子力委員がらつぱに選任されて、原子力

委員会もスタートしたことですから、国会側はあまりしゅうとの嫌ひがないことをするのはいかぬと思ひます。われわれはことさらに出ていくことを遠慮し、またあまり役所や何かに出入することは慎んでおつて、政府がやることをわれわれは国会で受けて立つという態度をとつておつたのです。普通の行政事務ならばあるいはそれでいいかもしれぬ。しかし、こういう問題は、むしろ政府の方が両党の議員の方へ積極的に相談をかけて、提携していくべきものだと思ひます。今までは政府の機構がなかつたから、われわれ議員が先に出て両方で協力してやりました。政府のそういう機構ができた以上は、今度は政府の方が両党の方へ話を持ちかけて、事前の調整をやるということがいやり方ではないかと思ふのです。そういう点について、ここ一年ぐらひはどうも発足当時のような関係にいかぬ、この点われわれも一回いろいろ考え直さなければならぬと思ひますが、政府の方のやり方も御反省を願つて、改革すべきことと云ふのはいいなと思ふのです。たとへば、動力協定の問題にしましても、くすぶつてゐる問題がある。どこに問題があるか、そういう点はわれわれは新聞で知るだけであります。そういうことがくすぶつてゐるというところが、原子力委員会あるいは原子力関係と国会の方を疎遠にするものともなつておる。これはわれわれ自身が反省して申し上げるべきであり、政府の方でもその点は一回いろいろ考え直してもらつて、改革すべき点は改革してもらいたい。この点はいかがですか。

○宇田国務大臣 行政府と国会との関係を円滑に持つていくという事は、非常に重要なことだろと思うておられます。それを抽象的でなく具体的にどういうふうに進んでいくのが一番効果的かという事でありますけれども、その点については、なお今まで通りでいいとは思っておりません。もつと十分な連絡のとれる方法を考えなければならぬ、こう考えております。

○中曾根委員 時間がありませんから話を進めますが、この間マッカーサー大使と御会見になったようです。おそらく宇田さんが会った中心は、今進めている研究協定あるいは一般協定との関係を促進するということお心づもりだったに違いないと私は思いますが、この点についても話し合えるならば、先方の見解や当方の申し出をここでわれわれに説明していただければありがたいと思ひます。

○宇田国務大臣 マッカーサー大使には、着任をせられたので、それぞれ総理その他各大臣を訪問して、それぞれ初めて着任をしたことに対するあいさつであるというふうな前提であつたのです。そうして、来られて会つてみたら、その劈頭手紙を出して、その手紙を私に渡して、よく読んでくれ、こういうことだったのです。その手紙を見てみると、アメリカのAECのストロース氏から私に対するアメリカへの招待状が入つておつた、そういうわけで、それについてどうだろ、こういう話でしたから、自分は国会が会期中であるし、また政府にも相談をしなければならぬし、それから原子力委員会においてもいろいろ問題は諮らなければいかぬ責任があるから、いずれそれ

れぞれの機関に諮つてから御返事をいたします、こういうことを話しました。それで、日本はアメリカとの関係でも懸案の問題が数点あると思うのだが、原子力協定、原子力に関するところの条約等についてはどう思ふかと言つたら、自分は実は全然アトムの問題についてははしろうとなものだから、それは一緒に来たウェーリング氏が担当でよくわかつているのだから、あらためて別の機会にそのことは協議をしてもらいたい、こういうことでした。こつちとしては、いづれにしてもウオーター・ボーラーをCPBが稼働を始めるから、それに必要な資材あるいは燃料はもらわなければならぬ、情報ももらわなければならぬと思ふから、そういう点については協定をどうしても必要とする、あるいは条約を必要とするはずだから、そういう点は一つ今後よく話し合ひをする機会を持ちたいのだ、それはよくわかつていて、十分それには配慮したいと思ふのだが、自分は専門でないから、今ここでどういう経過になつていくかというところはわからないから、その点はあらためて君の方からも別の機会に申し出をしたらどうか、そういうことだったのです。それで話は、儀礼的な訪問であるという事と、それからAECからの手紙を届けに来た、それ以外の事については、きょうは実は話をするつもりで来たのではない、別の機会にしようじゃないか、そういうことでした。

○中曾根委員 研究協定の草案を早く日本に渡してくれとか、研究協定に対する考えを早く知らせてくれとか、これに對して督促することはなかったのですか。

○宇田国務大臣 それも話してみたいです。話してみたら、そのことについては自分はまだよく知らぬから、ウェーリングがここにおるから、十分話をしておくから、なお確かめてほしい、こういうことでした。

○中曾根委員 向うから、一般協定について、日本側は受けて立つ用意はないかとか、一般協定を早くやろうとか、そういう話はなかつたのですか。

○宇田国務大臣 条約等のことについては自分はよく調べておらぬから、そういう点についてはウェーリングを通じて話をさせるから、すぐに別の機会をとらえて諸君の方から希望を出してほしい、そういうことでした。

○中曾根委員 そうすると、この一般協定や研究協定については、あなたとマッカーサーとの間では早くやろうとかやるまいとか、具体的な話はなかつたのですか。

○宇田国務大臣 その点についてはあらためて自分の方は話をする機会を持ちたい、そういうことでした。

○中曾根委員 新聞によりますと、ストロースの方も招待が来て、それからエーラムの方も見て書いてありました。非常にけつこうなところだと思ふのです。しかし、ここで私考えさせられまふことは、長官あるいは委員長は、そういう問題で外国へ行くこともけつこうだけれども、しかし行く前にやる仕事はまだ相当あると思ふのです。うっかり小学生の遠足みたいになつて行くと、向うへ行つて單なる見学をやつたにすぎない、あるいはとんだ重荷をしょわされてくるとい

うこともあり得る。どうせ中心は、アメリカは究りたくてしようがないから、一般協定の問題にきまつてゐる。それに対してこつち側の腹、態勢を十分整えて、そのない格好をしていかぬと、相当のリアクションを国内に起すおそれがあると思ふ。そういう点からして、行くことはけつこうだけれども、またななけ行つていただいた方がいいと思ふけれども、行く前に国内の態勢やら調査というものを十分によくやつて、そして行つていただきたいと思ふ。その点について宇田さんは何か構想でもありませんか。もしありましたら聞かしていただきたいと思ひます。

○宇田国務大臣 国内的にどういふうな問題点を構想するかということについては、私も一応それは考えを持っておりますけれども、いづれにしても原子力委員会であるとかあるいは政府内部のいろいろの考えであるとか、あるいは国会において皆さんの意見がそれぞれあることと考へますから、そういう点もよく聞き合ひして、そうして自分の方向をきめたい、こういうふうな考へております。

○中曾根委員 正力さんが委員長になつたときも実はストロースから招待状が来た。しかし、私は正力さんに、そんなものは行かぬ方がいい、一回や二回はこつちから断つた、そういうことは僕は個人的に申し上げた。そんなことを僕は個人的に申し上げた。そんなことは公表もあまりしなかつたし、実行もなかつた。それは原子力委員会あるいは原子力研究所を整備して、早く充足させるという仕事もあつたし、あるいは研究協定の細目協定の仕事もあつて、そつちの態勢を整えるために

正力さんは行かなかつた点もあるのです。向うから招待が来たからといって、必ずしも行くことがいいとは限りぬ。外交上のテクニクからしてもいいとは限らぬと思ひます。しかし、それは宇田さんに来たのだから私が何とかという筋はありません。しかし、こゝによれば一回くらいは断つた方があるいは日本の値が上がるかもしれせん。何しろアメリカ側としてはイギリスとせつてゐるし、早く動力協定を結びたいから、ちやうど東京の大メーカが地方の小売店を熱海へ招待するやうなものだと思ふ。そういう点がないとは思ひませんが、まあ言い過ぎた表現かも知れませんが、ないとは思ひます。従つて、日本の原子力の態勢をよく整えて、買つたら買つ、買わないなら買わないとか、どういふ順序でやるとか、年次計画はどうするとか、産業界や学界との話し合ひはいろいろいふ見当でいくとか、そういう諸般の態勢を整えて、見当をつけていかぬと、われわれが数年前にオークリッジとかアルゴンヌを見た程度のものに終つてしまふし、それでは今日貴重な時間をかけて行く意味がない。そういう点からして、よほどその前に体制を固めるというのをこゝに、二カ月の間に真剣にやつていただきたいと私は思ふのです。今日の日米関係だけを見ても、相当解決すべき問題があり、国内側の体制の確立にも非常に急速に要する問題があると思ふ。これはあとでいろいろ申し上げます。そういう点について、宇田さんの御意見を承わりたいと思ひます。

○宇田国務大臣 それは、お説のような立場、お説のようなタイミングをと

るといふことも私は意義があると思ひます。私自身は、いずれにしてもヨーロッパないしアメリカの原子力及びこの所の平和利用についての現況を、責任の所帯の地位にある者が行つて見てくるといふことは、自分たちの新しい計画を立てるためにも必要であるといふ概念の上に立つて、すみやかにそれを実行するのがよろしい、こゝういふふうに思つております。それで、招待があつたときに、一、二回くらいは断つた方がよいといふふりな立場をとるのがよろしいかどうかといふことについては、私は反対の考えを持つております。

○中曾根委員 原子力研究所その他の本年度の事業についてちよつと嵯峨根さんにお尋ねしたいと思ひます。新聞によりますと、東海村でウォーター・ボイラーが七月から運転を開始するといふことですが、ウォーター・ボイラーはいつごろ動き出すか、それからCPSはいつごろ着手して、来年のいつごろから運転開始ができるか、それに必要な濃縮ウランはいつまでに入手しなくちゃいかぬか、そゝういふ点についてお話し願ひたいと思ひます。

○嵯峨根参考人 ウォーター・ボイラーについては、第三回のシブメンが居きました、五月ごろには相当な整備ができる、燃料の入手についてはかなりのいきさつがありまして、非常な努力をいたしました結果、けさ電報が参りました、五月の十五日ごろに着すといふことがはつきりわかつて参りました。そゝういふ意味では一向に支障なく、そのころからだんだんと動かし始めまして、実際に動き出すのが大体七月ごろになる、うまういけば

もつと非常に早くいく可能性も十分あるわけでありまして、いいところ大体七月といふふうに考へております。なお、七月からはウォーター・ボイラーのよゝうな初めての原子炉がどういふうな特性を持つてゐるかといふことを十分調査をしませんと、将来研究計画にも支障がありますので、それを今のところ約三カ月予定しております。あるいは四カ月になるかもしれません、相手が、大体ことしの十月ごろからは、相当フル・パワーで動くといふやうなことをねらつております。なおCPSについては、現在設計が終りに近づきまして、図面がほとんど出てくる、三菱のほんとの現場のばりばりがどんだん出かけてまして、端からチェックして、これは日本には向かぬ、いいといふやうなことを今やつておまして、そゝういふ意味において、大体予定通り進行中でありまして、ことしの終りごろからそれぞれ荷物が入り始めまして、今の予定では、来年の三月の中ごろに一度組み立て完了に近いといふことになつております。燃料はすぐにはかばかか入れるかどうかといふことは、なかなかむずかしい問題でありまして、なお重水等もどういふふうに入れる、かといふのもよく相談をした結果でないとわかりません。向うでは割合短時間にフル・パワーで入れてみせる、そして引き渡すのだといふことを明言いたしておきますが、その点も外国の原子炉を見ますと、全部予定通りいつてゐるというものはほとんどないといふ実情でありますから、われわれも十分の注意を払つて、そゝういふことのないやうに努力をしてゐるわけでありまして、現在の考えでは、来年の六、七月

ごろには相当な運転状態に入るといふことを期待してゐるわけでありまして。○中曾根委員 研究協定によつて濃縮ウランを増量しなくてはならぬといふことがあるのですが、いつごろまでに濃縮ウラン増量を手に入れなくてはならぬか。といふことは、研究協定をいつどの国会で、つまり今国会でやつてしまわなくてはいかぬか、秋の臨時国会でもあつた場合でいいのか、通常国会でも間に合ふのか、こちらには国会の都合があるものだから、その点をお聞きしておるわけです。

○嵯峨根参考人 私の目下の了解では、今国会に通していただかないと、CPSにさしつかえがある。といふのは、燃料を手配するのにまずAECに、それだけの燃料を出してもらふ手続をし、それから今度それを加工するメーカーに契約を結び、それから何カ月かたつてやつとものがでる。ものができて果してうまくいくかといふ試験もある程度しなくてはなりませんから、そゝういふ意味において、私の了解では、今国会にぜひ通していただきたし、臨時国会が非常に早くあれば必ずしも間に合ふないといふこともないでしよゝうが、そゝういふものがあつても、すぐに開会まぎわに可決されるということにはちよつと考へられませんか。そゝういふ意味において、ぜひとも今国会に通していただきたしといふことを希望しておきます。

○中曾根委員 そこで、研究所の機構改革をおやりになつたやうな記事がありました、具体的などういふ改革をおやりになつたか、あるいはおやりになるか、承りたいと思ひます。私が申し上げたいのは、先ほど申し上げま

したやうに、研究所というのは総合研究所の性格を持つべきもので、単に動力炉の問題だけを対象にしてやるべきでない、そゝういふ考えを研究所を作るときに持つておつたし、今でも持つておるものだから、そゝういふ観点からお尋ねする。

○嵯峨根参考人 研究所が発表しましたから、やつと三十二年の初めに東海村の建物がばちばちでき初めまして、そつちへ移住するといふ立場に立ちますので、ある程度の機構組織を変えなくては工合が悪いといふことは、初めからわかつております。と同時に、研究方面におきまして、特に従来から非難のありました工学関係の人が非常に少いといふ点を何とか補充したい、実際に芽を出してといふ努力をいたしましたが、必ずしもいい人を何にも機構的にないところに迎へ入れるわけにはいかないといふ点がありまして、英語で言いますとニュー・クリア・エンジニアリングといふ部門、日本語であまりいい名前がないので、臨時的に原子力工学部と呼ぶものを作ろうといふ努力をしております。それが一応今の組織の計画案の中に入つておまして、まだ最終的に決定に至つておりません。もう一つおもなものは、動力炉の準備室といふのを作つて、どういふことを調査したらいいか、どういふことがいいかといふやうなことの調査をやるところがついております。そのほかにはおもな変化はありますが、東海村に行くために外部から来る人の受け入れをやる課、あるいは工作工場とか、そゝういふものをつけた程度でありまして、本格的に動き出しますと、なお現在芽を出した

工学部がもつと大きな形になるだろうといふことを期待しております。なお、最初にあまり考慮に入つておりませんでした放射線の利用、すなわちアイソトープ関係のものがかなりの大きな部となつて現われてきてゐるといふ程度であります。

○中曾根委員 ウォーター・ボイラーではそゝう大きな試験はできないかもしませんが、それにしても生物とかあるいは物理化学あるいはそのほかの農業に対する利用とか、いろいろ総合的な研究所の体制をスタートしなくてはいかぬと思ひます。できてからゆつくりやればよいといふこともありますが、しよゝうけれども、人員を集めるといふことからもうすでに早くしないと、そのときになつてからでは間に合はぬ、そゝういふことで、外国のアルゴンヌとか、あるいはどこでしたか、九つの大学で連合してやつてゐるやうなところがありまして。ブルック・ヘヴンですか、そゝういふ態勢を作つていく準備と、準備室とかなんとか、そゝういふ準備をする時代に入つたんじゃないですか、その点いかがですか。

○嵯峨根参考人 御高説非常にけっこうなことだと思ひますが、具体的に考へますと、われわれは当初六百人の定員で案を立てて、それでも人が足りないうで困つておりましたところ、三十二年度には最終的に四百五十人でいいだろうといふやうなことになつておりますので、現在のわれわれの考へでは、現在われわれの持つてゐる計画だけでも、それではとても間に合はぬ。そこで、鶴余の一策としましては、外部から来る出向者ももちろんですが、手弁当の人、向うの会社なり学校なりの給

料を払ってもらいながら研究所で仕事をするといいようなら研究を予定いたしました、その受け入れ態勢を考えておるわけでありませう。そういう意味で、農学等の、特にアイソトープ関係のところが利用されることが期待されますので、研究協力課という先ほど申し上げましたような課を作つて、受け入れ態勢の準備をするということにし、かつ学界その他には十分連絡をして、いづれからそういう予定でやるかといふことを連絡しておる状態でありませう。理想的に申しますと、われわれの研究所の中にそういう専門家が何人かいて、みんなの要求が立ちどころにわかる——御承知のように、農学部、物理の連中がすぐ物理の専門家の物理の連中に入れたらいいのでありますが、現在そこまでの余裕がないという状態でありませう。来年度は皆様の御援助で、ぜひそういうふうな運ばしていただきたいということを希望しております。

要と思ふ点を二、三点あげていただきたいと思ひます。

○嵯峨根参考人 非常に難題でありませうが、まづ先に、すぐに気がつきませうのは、たとえば建設部であります。われわれの建設部について非常に多人数の建設の専門家を置くのがいいかどうかというところは、多分に疑問であります。そのために、もし理想的であれば、原子力に非常に特殊な建物の専門家を養成するというところに重点を置きたいわけでありませうが、現在要求されておるのは、研究室とかあるいは職員住宅とか、普通に外に出せるものがたくさんあるわけでありませう。ところがそれをいきなり外の建設の専門家にお願いしませうとすると、これは高過ぎる、あした代案を持つてこれと言われませうと、もうそういうことは外の専門家はやってくれない。結局うちで全部をうけるものを持たなければならぬといふことで、建設自体の人員が非常に多人数要つて、しかも夜業の連続といふようなことをしよつちやうやっていけるというふうな点が非常に困難な点だと思ひます。

○中曾根委員 原子力学校を作るとか新聞にありましたが、こういう学校を作るのですか。

○嵯峨根参考人 現在の研究所の計画の中には、まだ入っておりません。

○中曾根委員 研究所を作つてみて一番苦情を聞くのは、大蔵省の干渉が非常に激し過ぎる、小さいものを買つても主計官の許可を得なければならぬ、こういうことをよく聞いております。この点については、われわれの同僚議員からも、大蔵省にずいぶん警告をしておりますが、改まつておらぬやうであります。具体的に、たとえばどういふ点を改革する必要があるか、重

ている。そして、それを使うのが一年後どころではなくて、一年半から二年後に使う。こういうふうな実情では、新しく発生したことに對しての応急な処置がでないのだ、そのために準備金を持てないじゃないかといひます。

○佐々木政府委員 研究協定の改訂のポイントとは、大きく分けますと四点がございませう。一つは、天然ウランの買い取り並びに濃縮ウランの増量をしたいという点であります。第二点は、プルトニウムあるいはウランの二三三を研究用として、ごく少量であります。第三点、これは一昨年結んだ協定の本文には載つておりませうので、今度の改

○中曾根委員 それでは、研究協定と一般協定の問題について、外務省及び原子力局及び大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○佐々木政府委員 研究協定の改訂のポイントとは、大きく分けますと四点がございませう。一つは、天然ウランの買い取り並びに濃縮ウランの増量をしたいという点であります。第二点は、プルトニウムあるいはウランの二三三を研究用として、ごく少量であります。第三点、これは一昨年結んだ協定の本文には載つておりませうので、今度の改

訂を機会に、それを本文に載せたいという点であります。第三点は、免責条項の問題でございませう、これはわが国で結びました協定の本文の中には載つておりませうので、細目協定の方に載つてございませう。ところが、日米協定以後に結びました諸国、たとえばドイツその他の国で免責条項が載つておりませう、細目協定の中からは抜いてございませう。そういう関係もございませう、免責条項をこの際本文に載せまして、そして本文に載せたからには、細目協定の方は、行政取りきめですべてあるやり方をとりますので、免責条項を入れたのが第三点であります。第四点は、ただいままでの現行の日米協定では、ウランの貸与といふことにつきまして、貸与に伴つてのスペント・フュエル等の処理の問題が原則として全然ノー・タッチで、アメリカに返還しろといふことになっておりますので、その点を購入に切りかえまして、そして一応購入にございませうから、所

○中曾根委員 今、改訂に御努力なさつておりますが、その当初の今のポイントとは、その後変更なく改訂するといふ方針ですか。それとも、その中には向うとの話し合ひで今やらぬでもないという問題が出てくるか、あるいは変更を要するものが出てきませうか。その点を伺ひたい。

○佐々木政府委員 ただいま交渉しておりますのは、四点をそのまゝ変えずに向うで原案を作成してもらひたいといふことでやつております。

○中曾根委員 そうすると、たとえばプルトニウムあるいはウランの買い取りの問題も、大体向うが話しに應じてうまいと思ひますか。あるいはそのほかの免責の問題にしても、天然ウランの購入にしても、研究協定の中でそういうことが一挙に解決できるかどうか、お尋ねいたします。

○森(治)政府委員 アメリカに對して最終的に申し入れましたのが二月の上旬でございませう。アメリカ側からの回答が実は二回にわたつて延びてゐるわけでございます。最終的には、三月の十八日に、向うの方で草案を準備して日本側に渡すからといふことでございませうが、先方の法律の専門家が病氣中だそうでございませう、そのためにおくれつてゐる。しかしながら、ただいま原子力局長から御説明いたしました日本側から申し入れた四つの点に關して、アメリカ側は実体的に異存はない。ただ、従来の条約に例のないものであるから、条約の作成に手間取つておるといふことであります。

○中曾根委員 そうすると、向うから草案が来るのはいつごろになりますか。

○森(治)政府委員 ただいままではアメリカの日本大使館の方で、原子力局と先方の原子力局に督促を重ねて参りましたけれども、御承知の通りに、わが方でも国会の会期との関係もありませうし、この辺で一応の見通しをつけないと、いけません。この二、三日中に本省の方

から在米大使館の方に電報いたしましたし、その点の見通しを最終的につけたといふと考へてゐるところでございます。

○中曾根委員 貸手と購入とによつてどういふ差異が出てきますか。

○佐々木政府委員 貸手と購入の違いの一番おもな点は、先ほど第四の点を申し上げた際に出て参りましたが、二つの大きな問題があるかと思ひます。もし足らぬ場合は外務省の方から補足されると思ひます。一つは貸手、購入をいたします際には、ただいま申しましたようにスベント・フェエル、消費済みの燃料をそのまま向うへ返すのぢやなくて、そのフェエルの一部をこちらの研究用に残してもらいたいといふ点をばつきり明示してもらいたい。それから、かりに向うで残りを買い取つた場合、あるいは預託した場合等は、今後のいろいろな折衝できまつてくると思ひますが、それがこちらの研究等でさらに必要な場合には、一部買い戻し権を留保したいといふ点が大きい問題であります。第二点は、前の協定では、協約期間が済んだ際には燃料等は全部返してもらいたいといふ条件がございましたが、今度は協約期間後さらに購入に切りかわつた際には、その処置に對しましてもう少し違つた条件がつけるだらうといふ二点が非常に大きい問題だと思つております。

○中曾根委員 もう少し違つたといふのは、どういふことですか。

○佐々木政府委員 ただ条約の期間が過ぎると返すといふことになりま

と、こちらの研究ができない格好になりますので、購入する際には買ったものでありますから、所有権はこちらに

属してゐることになりまして、貸手の場合とはおのずからその点の扱いが非常に違つてくるだらう、どういふふうな変り方をいたしますか、向うの原案を見ませんとわかりませんが、かりに購入をした場合でも、その後の扱いは全部返せといふふうな議論にはならぬいのではないかと。そういたしますと、燃料の所有に伴つてのいろいろな問題、たとえば軍事的に利用しないとか、あるいは第三者の利用をいたさないといふたような、そういう条件は国際憲章その他にもございまして残つていくだらう、そういう扱いはどうなつていくかといふたような問題も当然出てくるのではなからうかという感じがいたします。

○中曾根委員 アメリカがほかの国とやつた一般協定の型がありますが、それによると、売却した場合といふことも、その灰の処理方法について向うが条件をつけて、その適合しない場合には処理をやらせる、適合しない場合には寄託するとか、場合によつては優先的に返還、向うが保留するとかいう内容があるんですが、購入の場合でも、研究協定に際しても、やはりそういうことにな

る見通しなんですか。

○佐々木政府委員 ただいまの研究協定の範囲内でありまして、非常に数量がわずかでございまして、その消費した燃料を、こちらで工場的なスケールで処理するといふところまでいかな

いではないかと。どういふ見通しでござい

ます。従ひまして、ただいま中曾根委員からお話のありましたように、動力協定等の問題になりますと、当然その問題は大きく浮かび出てくるわけ

でございますので、その際にも、今お話

にあつたようなAECの施設あるいはAECで承認する施設で化学処理をやら

せることになつておりますけれども、ただいまの研究協定で私も考へてお

りますのは、むしろその以前の問題でありまして、先ほど申し上げましたよう

に使用済みの燃料をこちらで化学処理する研究をさすために、一部こちらに

必要な分は残してもらいたいという段階、それから向うに一たん返しまして

も、その中から、たとえば向うで処理した場合にはプルトニウムとかセシウ

ムとか、特にアイソトープ関係のもの等の研究が必要な場合には返して

もらいたいといふようなことが主たるねら

いであつて、ただいまお話のように、化学処理の工場の形態までは今度の暫

定協定では必要ないぢやないかという感じもしております。

○中曾根委員 もう一つ研究協定で伺

いますが、免責条項を研究協定に入れ

るという問題は、これは今までだ

い問題になつた点であります。細目取

りきめに乗つた文書を研究協定に

そのまゝ入れるわけにはいかな

い、あるいはどういふ免責条項が乗

かる見込みでありますか。

○佐々木政府委員 細目協定の

ウオーター・ボイラーに必要な二

の濃縮ウランを借りる際のいろいろ

免責条項が載つておつたわけであり

ますが、今度の場合は、購入という

形式に切りかへたいといふ申し入れ

しておりますので、おのずから免責

の範囲内でありまして、ただいま中

曾根委員からお話のありましたよう

に、動力協定等の問題になりますと

、当然その問題は大きく浮かび出

てくるわけでございますので、その

際にも、今お話にあつたようなA

ECの施設あるいはAECで承認する

施設で化学処理をやらせることにな

つておりますけれども、ただいまの

研究協定で私も考へておりますのは

希望を持つて——こちらの希望通り

いきますれば解決できるように交渉

するか、そういう問題はアメリカにと

つては新しいケースだと言つてお

りますので、そういう点を、原文を

よく見た上で交渉したいという気持

でおります。

○中曾根委員 何か国内法で立法

するといふようなことがきのうの朝

の新聞に出ております。私推測する

のに、免責条項の問題がうまくい

かぬので、それでこちらの会計法

の特例を設けるといふようなアイ

デアではないかと私推測して

おるのですが、向うのそういう見

解は示されていないのですか。国内

法を立法するといふようなことが

新聞に出てゐるのは、ちよつと私

は奇異に感ずるのですが、その点

はいかがですか。

○森(治)政府委員 私から申す

と申す御説明申し上げて、もし足

りないところがあるが、それがあ

つたら、原子力局長から補足して

いただくことにいたします。私の方

の立場といたしましては、細目協

定といふものは、これは実質的に

は売買の契約である。従ひまして

、予算ですでに御承認を得てお

るものについて、さらに細目協

定を国会の御審議に付する必要

もないぢやないか。そうしますと

、国際的約束といふものが、それ

が、御審議を願ふ点をどこで打ち

切るかといふ点にけじめがつか

なくなりまして、予算で御承認を

するといふ点にけじめがなくなり

まして、御承認を得るものと

するとの御承認を得るものと

するとの御承認を得るものと

するとの御承認を得るものと

するとの御承認を得るものと

とは、できるだけ逃げた方が私はいいと思う。むしろ、条約、協定の正文において日本の言いつ分を通すという努力をすべきである。細目取りきめで、この前の協定によって日本の検収、引き渡しについて、かなりわれわれが納得する線までがんばれた。要するに、引き渡しのときに検収をして、分析その他は第三者に委託してもいいから、入手する。あれなら私は望むたものであらうと思う。アメリカがドイツやその他に対してそれを認めないというところは、日本の外交の大成功だったと思うのでありますが、それを今後も引き続いて行いよう協定の正文にも付すべきである。あのまま載せられなくても、そういうことをやり得るという原則を確立すべきである。国内的にものを糊塗したり、逃げたりすべきではない、私はそう思いますが、どうですか。

○佐々木政府委員 ただいまの中曾根先生のお話に返すようで恐縮ですが、やはり本協定と細目協定の区別がございまして、いかなる場合でも本協定は本協定であり、細目協定は、その本協定に基いての細部の協定を結ぶのが細目協定だと思えます。そこで、ただいまのお話は、かりに国内法を作ったといたしましても、どうしても細目協定は必要でありまして、その細目協定に基いて——これは売買協定でございすから、それによってウランその他を入手するわけでございますが、その際、もちろんお話にありましたように、免責の範囲を極力詰めて、あるいはこの前細目協定にありましたように、入手する前に分析をするとかあるいは検収するとか、あるいは証明書を

つけるとかいろいろ免責の範囲を極力詰めるという努力と申しますか、そういうことは、今後とも当然やる必要があると思ひますし、また向うでも、細目協定の中には明記するだろうと思ひます。そこで、ただこの本文との関係の問題になつてきますけれども、本文の方に、そういう本来免責に対する細部の条項を織り込めると申しますと、この点は、向うでも、条約の性質上、すぐその方がよろしいということ、なかなか疑問かと思ひます。そこで、先ほどお話がありました国内法については、まだ十分練つてはおりませんけれども、かりに国内法を作りまして、そうして国内法でそういう免責の条項を通した場合には、その一つの裏打ちといたしまして、そういう免責の範囲を極力狭める、極限していくというふうな努力も必要でありましようし、あるいは何らかの形式でそういうものが国内法に浮び出るような考え方をすべきではなからうかというふうな、ただいまのところ考へております。

○中曾根委員 そう簡単に国内法に譲られる問題ではないと私は思ひます。言いかえれば、アメリカの法体系によつて日本の法体系を一部占領されるという形にならないとは言へない。法案の出力によつてわれわれは考えますが、現在の政府側の努力としては、そういうことが起らぬで済むように最大の努力をしてもらひたい。

その次に承りますが、動力協定いわゆる一般協定の問題で非常にごたごたしておるのは、一つは協定の内容が世の中にわからぬからだろうと私は思ひます。そういう点で、私はこの前どこ

かからいただいた一般協定のパターンをずっと読んでみた。それから、今度の国際原子力機関憲章の重要な点を読んでみました。そこで、この際一般を啓蒙する意味において、今、日本とアメリカ、あるいは日本とイギリスがやつておる一般協定——原案が来ておるかどうか知らぬが、石川さんがもつてきたとも言うし、在外機関は手を回して相当やつておるはずである。そこで、その問題点はどこにあるかというところを一つ解明してもらひたいと思ひます。私がこのパターンで調べたところによると、一つは秘密資料の問題がある。第三番目は、第三者あるいは第三国への情報の通知という問題がある。第三は、設計の審査や承認の問題がある。第四は、免責の問題、情報の問題、それから受け渡しの問題がある。憲章では、検査するとか分析機関を置くとかという程度まで書いてある。第五は副産物の処理の問題、第六がインヴェンチュレーション、検査、検閲の問題、第七は化学処理の問題、それから第八は融資の問題がある。イギリス、アメリカでは融資するとかなんとかいふ。第九は政府の管轄外への移転の問題がある。第三国は輸出するとかなんとか、あるいは民間会社にやらせるというのはいささか意味を持つておるか。政府の管轄の問題はどうなるか。それから条約の期間、この十項目にわたつて、大体のインフォーマーションをここで知らしてもらひたいと思ひます。現在イギリスとアメリカでやつておるもの、向うの第一次案でもいいのですが、その原文にのつとつて、今の点を明らかにしてもらへばありがたいと思ひます。

○森治(政府委員) 相当広範にわたりますので、あとで文書で整理いたしまして、資料として提出することにいたします。

○中曾根委員 それじゃ一つ一つ聞いてみます。まず第一に、秘密資料の問題ですが、この点は、イギリス、アメリカとの関係はどうですか。このあれによりまして、アメリカ側のは、秘密の資料は渡さないといふ書いてある。イギリスやその他、どうですか。それからパテントの問題があります。

○松井説明員 部分的に御説明申し上げます。まず、機密資料の交換の問題につきましましては、アメリカ側が石川委員に出された案によりますと、デイストリクト・データは交換しない、すなわちアメリカの原子力法で言う機密の情報は日本側に渡さないといふことを明文でもつて書いております。イギリスとのテキストは今手元に持つておりませんが、この点はあとで調べて御返答申し上げます。

それからパテントの問題であります。パテントに関する規定は私今条文が見つけませんが、外務省としましては、この問題はまだ正式に逐条ごとに進めていないのでございまして、あとであらためて御説明させていただきますと思ひます。

○中曾根委員 第三者への通報の問題はどうですか。

○松井説明員 情報の通報に関しましては、機密資料が交換されないから、その結果出るような情報は機密でないという前提に立つております。それは研究協定の場合と同様に、原子力平和利用については交換し、ただ情報の通報については、一般協定の第五条に

おきましては、先方がわが方に提供する情報並びに資料等は、その正確性及び完全性について保証はしないという規定があります。

○中曾根委員 それはあとで聞きますが、その次に設計審査とか承認という問題がありますね。つまり、この憲章によつては、原子炉の設計とか施設とか、そういうものは向うが設計図を見て承認を手えたものについてやらせる、そういうふうになつておるのですか、日米、日英の場合にも、そういうふうな向うの承認を必要とすることになつておるのですか。

○松井説明員 御説明申し上げます。大体一般協定になりますと、研究協定と違ひまして、非常に出力の大きいリアクターを使うので、従つて、その発生するところの副産物中のプルトニウムの量の問題、それから放射性の強いものでありますから、安全衛生という問題もあるし、軍事目的に転用しないという見地から、デザインにつきましましては、日本側で一方的にきめられなくて、向うと協議して、向うの承認を一応しるということが、イギリスと日本、日本とアメリカ、あるいは国際原子力機関の場合におきましてはつきりしております。これは大体各国に確立された一種のパターンだと考えます。

○中曾根委員 その次に燃料の受け渡し検収ですが、機関憲章によると、それは書いてなくて、おそらく二カ国協定に譲るのだらうと思ひますが、二カ国協定にあるものを見ると、検収その他についてはあまり明確に書いていないと思ひます。その点はどうか。た

たとえば、分析をこつちである機関にやらせるとか、あるいは実際立ち会って化学検査をやつてから引き取るとか、そういう点は重要な点だと思ふのですか、どうですか。

○松井説明員 御説明申し上げます。

まず憲章の關係につきましましては、受け取りの場合の条件その他は今、中曾根先生のおっしゃつたように、エーゲンシーと受取国との間のアグリーメントをきめる。しかしながら、國際憲章の中におきましては、十二条におきまして、受け取つたものの使用状況それから化学処理の内容、それから天然ウランなどの燃料、核分裂物質の使用の明細というものをはつきりきめて、エーゲンシーからインスペクターを出して、あらゆる資料を調べさせてきておるのであります。二カ国間の一般協定におきましては、受け取りの場合のインスペクションということにつきましましては、規定はございせんと思つておられます。しかしながら、この問題は、本質的に受け取つた後の使用状況その他につきましましては、二カ国協定の場合は、燃料提供国から一種の事実上のインスペクションをやる。あるいは二カ国間の協議に基いて、國際原子力機構のインスペクションを受けさせることを予定したところの条文が織り込んであるわけでありまして。

○中曾根委員 その点は、會計法上重要な問題があると思ふのです。つまり、不安定な、不特定な契約をするわけにはいかぬ。そうすると、その内容を實際確かめないうで受け取るというわけにはいかぬと思ふのです。こつちの憲章の方では、そういう分析機関とか燃料ということをやれるということに

なつておれば、當然二カ国条約においてもそれは認められておらなければいかぬと思ふのですが、その点どうですか。

○松井説明員 その分析の内容、方法

につきましまして、第一号の燃料につきましましては、一応濃縮度が検収の対象になつております。しかし日本では分析はできないです。施設はおそらくないはずだと思つております。アルゴンヌとか向うの原子力委員会の施設を利用いたしまして、もしくは二カ国政府の協議する機関を通じて分析をやらせております。今度の場合には、もしも動力協定をすれば、濃縮度が九〇％ぐらいの燃料はもうだろうと思つております。これは薩摩根先生より御存じのことと思つております。量も多いし、その分析をどうするかというところが、今後の外交交渉の大きな焦点になるのではないかと思つております。

○中曾根委員 そこで、今の受け取り検収ということが、動力協定のよりな場合には濃縮度も多いし、大量でもあるし、非常に重要な問題になつてくると思ふ。従つて、二カ国協定に書いてないというところは、私は相当問題に思ふ。この点は、もしやる場合には、一般協定の交渉をやつておるかどうか知らぬが、注意してやつてもらいたいと思ふ。

もう一つ今の免責の問題ですが、このパターンによると、情報のアキュラシー、コンプライトネス、こういふものは保証しない、それから物質あるいは設備の利用の適合性についても同じように書いてある。これは一体どういう意味ですか。つまり情報という意味が燃料の質あるいは設備の目的性とい

うか、安全性というか、そういうものまで入るのかどうか。

○松井説明員 御説明申し上げます。

この一般協定の第五條は、単に濃縮ウランに關する貸与を前提としたような免責事項とは違ひ。この一般協定の内容は燃料貸与の場合と買却の場合を想定してあります。従つて、その入手の方法についても適つた場合を想定してあります。入手するべきものは、単に濃縮ウランだけでなく、天然ウランもあるだろし、あるいはリアクターのデザインの場合もあるだろし、研究結果の報告の場合もあるだろし、そういう一連のことを通じまして、アメリカは最善のものをよこすように努力はするけれども、万一不完全なものがあつても一応責任はとれないというところが規定してあります。受け取る日本側から見ますと、將來持つべき對外責任といふことについてアメリカ側に文句が言えない、クレームを言えない。アメリカの民事裁判所に持ち込んで損害賠償を請求することができない。日本側はリナウンスせざるを得ない、放棄せざるを得ない。そうすれば、財政法の八條の日本の国会の承認を得るといふ關係で、立法事項になると思つております。ただし、この表現は各国とも共通でありますけれども、アメリカの原子力法そのものを讀んでみますと、こつちの包括的なことを想定したところの条文が、私の知る限りにおきましてはございせん。アメリカの原子力法の第五十三條のCの八項におきましては、アメリカが濃縮ウランを受け取つた場合には、濃縮ウランの使用並びに所有の一切の責任についてはアメリカ政府を免責するといふ文句

になつております。しかしながら、こつちの包括的な、濃縮ウランのみならず、リアクターのデザイン、設計情報についても、一切の責任をとらぬといふ國內法の法的根拠を調べたいと思つております。申し上げますが、一般協定については原子力委員会の決定がございせん、私の方では予備的な交渉もしてあります。

○中曾根委員 そうしますと、燃料についてはまだわからぬが、大体受け取りのときに検査はできる。しかしそれ以外の燃料が入つてきた場合及び施設、原子炉、そういう一連のものについては、事故が起きては向うは責任がない。對外請求権は日本は放棄する。燃料の受け渡しの際に検収があるという程度であつて、あとは全部免責されるというふうに解釈していいですか。

○松井説明員 その点は、もう少し向う側と意思の疎通をはかつた上でないと、わからないと思ひます。

○中曾根委員 条文の上ではどうですか。

○松井説明員 条文の上では、そういうふうに一応読めると思ひます。

○中曾根委員 その次に承ります。が、副産物の処理について大体どういうふうになりますか、たとえばプルトニウムやその他のものについて。

○松井説明員 副産物につきましましては、一応この一般協定では濃縮ウランの貸与といふことが主で文句として入つております。貸与の場合もありませんけれども、おもな特徴は二つあると思ひます。一つはフェニール・エレメントの処理は、依然としてアメリカで行う、もしくはイギリスで行う、ただし受け入れ国において、貸与国のアメリカ

かなりイギリスの當該政府官庁の施設があるならば、その限りではないといふことを規定してあります。それから、第二には、そのでさうした副産物であるプルトニウムをリテンションで、きるかいは問題につきましましては、はつきりした条項がございまして、平和利用の限度においては、プルトニウムを存置してよろしい。しかしながら、その国のリクワイアメントを越える場合は、アメリカなりイギリスがそれを優先的に買戻すという規定がございまして、こつちの規定は、國際原子力機構の十二條のAの5をこらんに、似たような規定がございまして、灰の処理権につきましましては、大体原子力機構の条文並びに日米間の一般協定の条文といふものは似通つておる。一定のある種の國際的な型になるのではないかとこつちの考へます。

○中曾根委員 その次にインスペクションの問題で、このパターンによると、「バーソナル」と書いてあるが、これが入つてきた。その場合に同行させるというふうなことがありますが、日米あるいは日英の場合はどうですか。

○松井説明員 一般協定では私は當然入つておると思つております。それは國際原子力機構のインスペクションの場合には、当時外務省から同行できるかと詰つたら、できるはずだといふこととて、憲章がでさうしたのを見ますと、こつちのことに明文が入つております。一般憲章は、私自身は十分に勉強しておりますから、確認できせん。あるべきだし、また、もしなければ入れることは可能だと思ひます。

○中曾根委員 最後に承りますが、政府管轄外への移転の問題ですね。た

とせば民間の電力会社が始めた、しかし、ある程度政府との管轄でやっているかも知れない、それを他に動かすとか、あるいは所有権を移すとか、そういう問題はどうか。

○松井説明員 御説明申し上げます。

それは、国家が購入した場合と民間が購入した場合と、二つあると思います。国家が購入した場合、国有財産だから、国有財産法の規定に従って勝手にしたらいけないかという解釈も成り立ちますけれども、それは条約によって約束したその範囲内において関係法は修正もしくは排除されると思います。それから、民間の場合につきましては、これは条約上のそういう義務を政府が負うわけですから、対内的にこれに必ずしも立法を要する、あるいはその条約そのものを国内法と同様にみなして、法律的效果を持たせるかという問題によって取捨がでると思ひます。

○中曾根委員 日米あるいは日英の条約の期間はどうか。この期間は、原子力の発展に応じて相当考へなくちゃならぬ問題だろと思ひます。

○松井説明員 期間につきましては、はっきりしたものがありません。十年という説もありますし、十五年という説もありますし、まだ全然話しておりません。石川委員がこれは御存じかと思ひます。

○中曾根委員 大体十年以上ですか。

○松井説明員 中曾根先生の御承知の通り、リアクターの出力の大きな動力炉というものは、設計にもひまがかかると、それからプラクティカル・ユースに相当の期間をかなければならぬ

い。期間が研究協定より長いのは当然だと思ひます。それが十年がいいか、十五年がいいかという問題は、技術的な立場から検討するべきものだと思います。

○中曾根委員 向うからは、腹案はないのですか。

○松井説明員 ありません。研究協定の場合は、御承知の通り十年という意見がございましたが、当時日本側は五年と切ったことがありますが、研究協定ですら十年であったから、一般協定はそれより長いかもしれぬというの、合理的な請求だと思ひます。

○嵯峨根参考人 偶然私が同席しました。伺いましたのは、オーストラリアとか何か記憶しておりますが、十年というサセズチョンがありまして、十五年にしたらどうかというのを言ひましたときに、十五年でも切つて、十年の終りの近くにもう一ぺん改訂するかどうかというのをやつた方がリーズナブルじゃないかという意見交換がありました。それだけ記憶しております。

○中曾根委員 嵯峨根さんにもう一つ承わりますが、動力炉、一般炉の場合に、燃料を貸与にするか、あるいは購入にするかというの、大きな問題だろと思ひます。これは金利計算でどっちが有利かということもありまして、出てきたウェーコストを処理するという問題もあります。この憲章を読みますと、あるいは二カ国協定の原文を読みますと、処理施設を作らなくちゃならぬということになる。そうすると、あの膨大なアイソトープの分離施設をやるといふことは、日本の金にしてもあるいは何百億かかるかもしれぬ。とて

もイギリスやアメリカがやっているような分離工場を作るといふことはむずかしいように感ぜられます。また買うということになる、相当な金もかかる。しかし、借りるといふことになる、金利計算で計算すれば、原価も出てくるということになる。そういう諸般の総合情勢を考へてみて、一体借りた方が得ですか、買った方が得ですか、どうですか。

○嵯峨根参考人 その点は最近だんだんと夜があけてきたといひますか、見当がついてきた部門の一つであります。つい半年か一年ぐらい前までは、だれでも、動力炉ができたときには、一回燃料を入れたら、途中で半燃えのものを出して、再処理をして、もう一ぺん動力炉に入れるという了解があつたのであります。最近技術の進歩がありまして、イギリス型はもうろんのこと、アメリカ型も、一回入れた燃料要素は、できるだけそこで燃してしまつて、出したときには、処理して残つたいわゆる薄くなったウランニウムを動力炉の中に入れて使うのは経済的でないといふことが、はっきりめどがついてきたと思ひます。その点では、御質問の、買った方がいいか、借りた方がいいかというの、今後の政治的問題が含まれておりますので、私は科学者でありますから、その点は何とも言えないと思ひますが、買ったにしても、処理を日本がする用意は必要でありますけれども、経済的に持つていくには、かなりの準備が要する。ですから、多分買戻しても差支つかない期間がある程度あつても差支つかないといふふうに考へられます。特にそれがアメリカ型の場合には、もう一ぺん

似たようなアメリカ型の濃縮ウランの燃料棒に直すといふことは大へんな金がかかります。その点は、日本の情勢及び外国の言い方、オプファーによつて、提出する条件によつて、いろいろ処置を考へるべきだと私は考へます。

○中曾根委員 日本は財政力あるいは技術能力等から見て、科学処理を日本でやつた方がいいか、あるいは今の情勢ではイギリスなりアメリカでやらせ方がいいのか、どちらが適当だと考へますか。

○嵯峨根参考人 私個人の考へ方は、まだ大して議論はしておりませんが、現在のところでは、初期においては経済ベースだけから考へますと、日本内地で買つて売り返すか、借りて返す方が経済的になる。しかし、いつまでもそういうことを繰り返しているといふのは、将来のことでもありますから、その点は研究的にある程度どこかで進めるといふのを十分計画的にやるということが必要だと思ひます。

○中曾根委員 原子力研究所の研究の對象に、そういう科学処理という問題を今日においてどの程度に取り上げらるべきものですか。

○嵯峨根参考人 ついこの間までは、これは重大な懸案でありましたが、三十二年度の予算を作成するに当りまして、非常な激論をたたかわせました結果、こういう態度を当分としようといふことに大体意見の一致を見ました。それは、燃料の再処理に関する情報といふのは、現在のところ非常にわずかしから入つていない。しかし外国の情報はごく近いうちにかなりのところまでわれわれも見ることがあり、しかも、もつとはっきりした発表がある見込み

が多い。については、現在のところ、われわれの一等大事だと思ふところの敷点を特にしつかりやるといふことをやつて、かたわら外国の情報をできるだけ入れるような努力をここ一年間やろう。そうしてそれにはどこが大事かといふことがはつきりわかるために、一貫の、いわゆるパイロット・プラントのものの設計は十分やつてみる。そうすると、ここも大事なことだといふ点のはつきりわかつてくるというふうなことでありまして、三十二年度において、初つばなから全部一貫したものを設計してそのまま作るなんというところは必ずしも考へない。設計の勉強はする、しかも急所がわかつたら、そこは十分押さえる、そして情報が入つてくる見込みが相当あるかないかを十分検討して、いつまでも待つてはいられませんから、適当なときにはつきり覚悟をきめてスタートするといふのが、原子力研究所の今の態度であります。

○中曾根委員 最後に宇田さんにお尋ねしますが、一般協定といひますか、動力協定の問題は、非常に包括的な問題でありまして、一方においては原子力研究所の分擔をどういふふうに関割を受け持たすべきか、一方においては電力会社やあるいは電源開発というふうなもの、また自分の領域にしようとしていろいろ考へもあるようです。しかも一般の民間の会社の技術能力、技術陣の活用の方法も考へなくちゃいかぬ、それから資金の動員の面も考へなくちゃいかぬ、あるいはそれに伴う学問研究への応用という問題もあります。また、それに必要な技術員の養

が、原子力研究所の今の態度であります。

成計画準備の問題もあります。あるいはあなたがやっていると五カ年計画との即応という問題もあります。そういう観点からすると、動力協定の問題というものは、一つの文明転換のポイントにもなる、転換手にもなるという大げさな表現すらできる問題になるだろうと私は思う。従って、一般協定の問題は軽々に取り扱うべきではない。肉の厚いやり方で、非常に深い姿勢でじっくり取り組まねと、すべり出して途中でペンディングになるおそれもあります。端的な例が、たとえば電力九分制をやったときに、議会が反対して、ついにマッカーサーの命令でなければ分割できなかった。電気の給電をきめよというところになったら、与党内部でいろいろな勢力がぶつつかって、じんぜん目をむしりつした。今度の問題にしても、九電力があるし、また電発は電発で自分の考えを持っているというので、非常に複雑な政府問題も入ってくると思う。そういう問題をうまく適合させて、調整をやつて、スムーズに、しかも社会党と超党派的に持つていくというのが好ましい持ち上げ方だと私は思う。そういう点から見ると、今の原子力委員会——湯川さんがこういう不幸なことになっておるといふ状態では、なかなか全部処置し切れないと思う。そういう観点からして、これは官民、あるいは国会議員も入れた審議会のようなものを作って、そして諸般の態勢の準備を整えて動力協定という問題を打ち出してくる、そういう深い姿勢でこの問題を処理しなくちゃならぬと思うのですが、そういう総合的な審議会を作って、動力協定、一般協定の問題を総合的に取扱う、そ

ういう考えに対して、あなたはどういうふうに思われますか。

○宇田国務大臣 その点、先ほどの私が申し上げたことにも触れるのですが、原子力委員会の持つ機構というのは、われわれはなお深く考えなければならぬものがあるというの、それは一部分の、私の考え方でやっておる問題の一点であります。原子力委員会の構成そのものについても、なおもつと、将来の日本の原子力の平和利用を進める上においては、ただいまの機構がないし、構想だけでは不十分ではないかというふうに考える点が数点あります。ただいまお話のあったような条約に関する諸懸案の解決というところは、もちろん立法府に非常に深い関係があります。行政官庁としても、この取扱いについては責任がありますから、そういう意味で原子力委員会と合せて、三者を中心として、そしてそういうふうな特別な審議をする機関は持つべきではないか、そういうふうに考えております。

○中曾根委員 もう一つ伺いたいと思ひますが、今から一月ぐらい前に、一般協定と動力協定の問題をどう取扱うかというのをわれわれ議員で懇談したことがある。そのときには、一般協定も一緒にすべり出したらどうか、もちろん研究協定を今国会に上げるが、先方のいろいろな事情もあって、かけ引きの関係もあって、一般協定と並行してやる方が賢明だ、そういうような構想で今国会は研究協定を上げるけれども、一般協定にも入る、そういう構想で話を進めてもらいたいというのを宇田長官にわれわれ申し上げたはずですが、一般協定の方は向うとはど

ういうふうな話になっておりますか。まだそういう話し合いに至っていないのか。どうも研究協定が難航しておるところを見ると、一般協定については向うとあまり話をしていないんじゃないか、正式の試合が始まっていないんじゃないか、そういうふうに思われますが、いかがですか。

○宇田国務大臣 一般協定をわれわれが向うとの交渉に持ち出すかどうかというところについては、国会の会期あるいは研究協定の話し合いの途中において相手国に対してこれを持ち出すということによって、結局混乱の起るおそれもある、そういうふうに考えましたので、原子力委員会としては、研究協定のみに限って、この国会の会期とにらみ合せて話をまとめていくという態度でいこう、もしその途中において、一般協定についても話し合いをして差しつかえないという環境の見通しがついたときには、それについても話し合いを始めようじゃないか、こういうことがただいまの実情であります。

○中曾根委員 そうすると、まだ一般協定については話し合いは始まっていないのですか。

○宇田国務大臣 正式に始まっておりません。

○中曾根委員 私はばらばらにやるということは、アメリカとの話し合いでも非常にまずいんじゃないかと思う。というのは、向うのねらいは、何と云っても一般協定にあるのであって、研究協定はつけ足りです。従って、一般協定というものを全部隔離させて研究協定をやつても、向うは日本に対して相当な不信感あるいは非常な誤解や猜疑心を持つてくると思う。どうせ

一般協定はアメリカとも、イギリスとも、あるいはカナダともやるべきである。やらなくちゃならぬのですから、話し合いはなるべく早くやつて——これだけの大問題を処理するのであれば、どうせ半年や一年くらいかかるでしょう。そういう意味において一般協定、研究協定同時に発足させてやるべきである。今やつてないなら、今からでもやるべきである、そういうふうに思いますか、いかがですか。

○宇田国務大臣 一般協定にいずれこれは入るでしょう。次の国会には少くともこれが審議を求めなければならぬという環境に入つていくとは思ひますけれども、ただ研究協定それ自身の具体的な交渉中であつて、それに対する返事を向うからももらえるという話し合いのところまでできておつたものですか、その目標が一応つくつたというので、タイミングを一般協定についてはずらしてある、こういうただいまの状況であります。

○前田(正)委員 関連して、今の大臣の御答弁は私もちよつとふに落ちないところがあるのです。実は、この間私から御質問申し上げたときに、当委員会におきまして大臣は、一般協定の交渉に入るといふ御答弁をされたのであります。私はその結果、一般協定の交渉に入ると決定されたものと思つて、この委員会に、いつの日に決定されたということを御発表になるかと思つて待つておつたのです。今の御答弁を聞いておきますと、この委員会では一般協定の交渉に入るといふことを言われたことも、言をまた違えたような御答弁であるし、またそのような調子なら、原子力委員会では——私に答弁

されてからあと定期的な委員会もあつたと思うのですけれども、一般協定の交渉に入るといふこともまだ決定されていないんじゃないかと思う。さつき外務省の説明員の話を聞いておりましたも、原子力委員会としては、正式に一般協定の交渉に入るといふことはきまつておりませんから、われわれは何もやつてないのだということを言つておりましたけれども、これはどうも大臣の御答弁が食い違つていふと思ひます。どつちがほんとうですか。

○宇田国務大臣 一般協定と研究協定と並行して向うに話をかけることが適当であるかどうか、またはそれをかけるのとすると、そういう時期はどういう時期を選ぶのがよろしいかというところは、外務省を通じて向うともよく話し合いをしてもらひように伝えてはあります。しかし、ただいまのところ、十八日でしたか、研究協定に関するドラフトが向うから日本に渡される、こういうところまで来ておりますから、それから判断をすると、一般協定をすぐに向うに持ちかけるというのは、混乱があつて好ましくないのだ、こういうのが出先からの報告であります。外務省からそういう報告を受けましたから、自分たちとしては、とりあえず今年度のウオーター・ボイラーなりCP5に必要な処置の万全を期しておきたいためには、一般協定を持ち出すのも、タイミングをもう少し待った方がよろしいんじゃないか、そういうのが出先からの注意であります。従つて、私はこの十八日に渡されるところのドラフトを中心にして検討を加えて、そして一般協定をどういうふうな話を持ちかけるかというところのタイミングを考えなければならぬ

と思つておつた。それで一般協定を自身に検討に入ることが反対である、こういうわけじゃありません。ただ、たゞいまのアメリカとの交渉の経過にかんがみて、またこの国会の会期の見通し等から判断すると、一般協定の取り扱方というものは少し考えなければならぬ、どういふ時期にどういふ話をするかという点については、もう少し一般協定は待つべきである、こういうのが結論であります。

○前田(正)委員 それは、私がこの前に質問申し上げたときにも、必ずしもこの国会へ提案できるかどうかということとは疑問であるということでありました。また、その正式な交渉にお入りになるといふのも、研究協定の関連等がありまして、タイミングは、政府がおやりになることでありますから、これはもちろん当然でありますけれども、原子力委員会としては、いわゆる一般協定というものを取り上げて検討に入る、交渉に入るという正式の決定というものがされてない。一般協定を結ぶというその交渉に入っていくとか、その時期、タイミングとか、どこかの国とやるとかいうことは別でありまして、一般協定をやる、その検討に入るといふ方針を原子力委員会としては決定されたかどうかということをお聞きしたら、一般協定の検討に入る、やるのだ、こういうことをこの閣議答弁になつて、正式におきめになつたかどうかを待つておつたのであります、その返事を一つお聞かせ願ひたい。

○宇田(正)委員 一般協定を結ぶといふことは、すでに決定しておるので

す。委員会でも決定しております。そして、石川さんの持つてこられたドラフトについても検討いたしました。それで、その点についてのわれわれの申し上げたこと、食い違いはないと思つております。ただ、アメリカとの交渉において、あるいはイギリスとの交渉において、出先の関係が、タイミングは考えたい、とりあへず研究協定の仕上げのために自分たちはまず整理すべきものは整理をしますと云うので、それならそういう順序でいきましよう、こういう経過です。

○前田(正)委員 それならば私は聞きたいのですけれども、そういうふうになり原子力委員会として一般協定をやるというのを御決定になつておるやうな交渉するタイミングはおくれでも仕方がないのですけれども、一般協定の内容について、あるいはいままでの経過とか、そういうものについて外務省と相談して、なせもつと検討されな

が正式に前にきまつておつたという方、なせもつと早く正式にわれわれの方にも資料として出され、あるいは説明されないのであれば、その点についてまだきまつていないと思つておつたから、またこの閣議答弁が初めてやういふふうな答弁されたから、それじゃそれから時期を待つて、国会で検討させてもらおう、こう思つておつた。しかし、今のお話のように、前からそういうことをきめておつたという方、なせもつと早くそういう問題について整備態勢をとらないか。さつきからの中曾根君の御質問に對しまして、原子力局においても、また外務省においても、ほとんど一般協定はまだ検討してない、内容はよくわからな

い、こういうふうな返事をしておられます。そういうことじゃ、大臣が御答弁になつた一般協定は前からきめておつたというのでは食い違つておると思ひますが、どうですか。

○中曾根委員 そうであるならば、早く向うと話をして、向うの最終草案をなすだけ早く手に入れるべきであります。手に入れたくないというものは、怠慢のそしりを免れないと思ひます。それで、研究協定をやるにしても、イギリスやアメリカの今の動きを見れば、あなた

○宇田(正)委員 この際私がお聞きしたいと思ひますことは、さっきの関連の間にもちよつと申し上げたことであるが、過日から原子力委員会におきましては、外国、特に英米型の原子炉を輸入したいといふことを方針としてきめようとしたやうであります。その前に、今の大臣の御答弁を聞きますと、一般協定というもののについては締結するといふことをきめておつたのでありますから、その炉を輸入するに當つては、もちろん一般協定を結ぶといふことをきめておられたのでありますから、その一般協定については内容を相当御検討になつたと思ひます。何回ほど御検討になつて、その結果、この協定の内容は大體日本としても締結できる可能性がある、従つて、イギリ

い。それでは困る。従つて、行かれる前にはそういう態勢を整備して、そうしてゆるぎのない程度まで態勢だけは整えて行くべきだと思ひます。そのことを最後に要望しまして、私の質問を終ります。今申し上げたところでもう一回強調しておきたいことは、イギリス、アメリカ、カナダ、この三つと少くとも最初に、できたと同時に協定を締結したらよろしい。各個ばらばらでなく、時間的に多少の差はあつてもいいけれども、検討とかネゴシエーションは同時にすべきである。そうして日本に有利な態勢をとるべきである。そういうふうには私は思ひます。その点について、大臣の見解を伺えれば幸いです。

○宇田(正)委員 私は全然その点では同感であります。またあわせて西独との関係も研究したいと思つております。

議したことがあります。

○前田(正)委員　そうではなしに、先ほど大臣から御答弁のあった通りに、原子力委員会として一般協定というものを結ぶということがきめられたのです。僕はその話をしておるのです。そういう方針をきめられてから、原子力委員会として外務省にどういうふうに関与されたか、その結果外務省はどうか

いふに動いたかということに次に聞きたいと思うのです。どういふふうに交渉されたかということ聞きなさい。

○佐々木政府委員　それは、交渉に入るその時期はまだわからないのでありますが、先ほど大臣からおっしゃられました通りでありまして、ただいま協定の改訂をお願いしておる最中でありますから、その点にもらみ合わすというところで、かたがた、先ほど申しましたように、条文等の検討を進めたいというところで準備中でございます。先知来るの申し述べましたように、条文等は検討中でありますので、外務省の方でも検討中でございますから、そ

○前田(正)委員　そうではなしに、私の言うのは、原子力委員会として交渉に入るということがきめられれば、当然外務省を通じて、アタッシュエとかそらういうふうにしたと心がけております。

いふものを道して、資料とか情報を集めるように正式に要求されるべきではないでしうか。原子力委員会の決定を原子力局としては当然外務省に伝はられて——今の交渉に入る時期とか各

約の検討とかはまだ問題があるでしょうけれども、とにかく動力協定、一般協定というものを結ぼうという方針をきめたら、原子力局としては、政府機関を通じてできるだけそれに關する情報とか資料とかを集めるような話し合いを外務省にすべきじゃないかと思ひますが、それはどうですか。

○佐々木政府委員 条約の交渉等はかねて前田さんも御承知だと思ひますが、ただやみくもにどうだということではないのでありまして、条文の中を一つ整理いたしまして、こういう点をどういうふうに解釈したらいいかというところから交渉が始まっていきました、その問題の整理を今やっておる最中でありま。

○前田(正)委員 条文の話ではないのです。大臣から、一般協定の資料というものはまだ来ない、こういうふうな御答弁があった。だから、今は石川さんが持つて歸つた程度のものしかないというところであるから、私の言ひのは、条文の性格とかそういうものではないしに、原子力委員会が一般協定を結ぶというのをきめたなら、原子力局としては、きめた方針に基いて、政府を通じて正式に、われわれとして十分参考になるような条文とか資料というもの入手について、外務省に依頼すべきじゃないかと私は思ひますが、それはどうされたかということですが、外務省から正式の資料として皆さんの手に入ってくる、それをまたわれわれは皆さんからこちらへもらつて検討する、こういうことになるのじゃないかと思ひますが、それはどうされたかということをお聞ひしておるのです。

○森(治)政府委員 外務省としましては、原子力局からこの一般協定に關する締結の用意があるということを外國政府に通報するようにという正式の御依頼は、まだ受けておりません。これは外務省としまして、先ほどから中會根委員も指摘されましたように、非常な問題でございまして、正式に原子力局から公文でそういう通報をいたしたくもと思ひております。その文書はまだいたしておりません。

○前田(正)委員 そうするとお聞きしますが、まず提携の問題とか、そういうことは別問題でありますけれども、一般協定に必要な資料の収集といった方のことで、政府としてわれわれに参考資料として出せる程度の資料の収集というものは、まだ正式に活動を開始しておられないわけですか。

○森(治)政府委員 原子力に關する情報につきましては、できる限り各機關を動員しまして、収集いたしております。その資料は逐次原子力委員会にお渡しいたしております。特定にこういう資料ということで御指摘になれば、その収集についてはさらに努力をいたすつもりであります。

○前田(正)委員 いや、そうじゃありません。一般協定を締結するということを原子力委員会の方できめたというから、一般協定の締結に参考になるような資料というものを収集しておられるかどうかということですが、

○森(治)政府委員 まだいたしてありません。

○前田(正)委員 それじゃ原子力局長は外務省との間はどうされたのですか、決定されてから外務省との連絡はどうされたか。

○佐々木政府委員 この点は石川ミツシヨンがアメリカに参りました際に、向うのAECの権威ある方から手交されたので、その資料を中心に検討を進めております。内容は、どういふに今後變つていくかわかりませんが、いろいろ問題があるか、どういふ内容なのかという点をまずいかに検討いたしませんと、今後の活動ができませんので、その検討を開始することをお申し上げた次第であります。

○前田(正)委員 それでは、原子力委員会が決定したことを早速に正式に外務省に通知をしていただいて、正式に政府としても資料を集めてわれわれの方に提出していただきたいということをお願ひいたします。

もう一点は、今の局長の話を聞きますと、石川ミツシヨンの資料を母体として原子力委員会は検討するということのようであります。さつきも大臣は、一個人のものではないという考え方のようでありますから、もちろんそれをもけつてござりますが、政府の正式の調査団として持つて歸つてきたものでしょうから、正式の書類でないにしても、それが重要資料であるならそれを外務省に正式に送つて、そうして外務省から当然それをわれわれの方にも調査団の資料として提出できるようにしてもらいたい。

まだいろいろ問題はありますけれども、時間もありませんから私質問をやめますが、委員長に特別に願ひしておきたいと思ひますのは、過日われわれの方に英文の一般協定を、石川さんのものを配つたのでありますが、これは当然国会に、少くともその仮訳程度の

もの——正式の責任をとる訳でなくともけつてござりますから、仮訳程度のもので外務省が原子力委員会からもらつて、外務省は当然ここに提出すべきである、こう思ひます。原子力局と外務省の間の連絡が十分でないような説明でありますけれども、われわれ国会としては政府は一本に扱わなければならぬと思ひますから、外務省から正式に一つ仮訳したものを提出するようにお願ひしたいと思います。

これで質問は終了します。

○菅野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後二十二日、午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。  
午後零時四十五分散会